

平成27年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）の主な変更内容について

1 公共用水域の水質測定計画

(1) 測定地点の廃止

① 手賀沼水門（手賀川）（国土交通省）

手賀沼水門については、昭和46年以降、手賀沼の汚濁による手賀川の影響を監視するために、測定を行ってきたが、北千葉導水事業が開始された平成12年以降、布佐下（手賀沼）と同様の水質となってきたことから、布佐下の水質データで手賀川の水質を監視することとし、手賀沼水門における測定を廃止することとする。

(2) 測定地点（環境基準点）の変更

① 「まるまん橋」を「東町地先」へ変更（袋倉川）（千葉県）

袋倉川の環境基準点である「まるまん橋」は、民間事業者の所有する橋であるが、今年12月から通行できなくなったことから、約800m上流にある採水可能箇所「東町地先」に地点を変更し、測定を継続することとする。

(3) 測定項目に係る変更

① 水質測定

ア 生活環境項目

測定機関	変更内容			変更理由
	測定地点 (変更場所)	変更項目	測定頻度	
国土交通省	河川：栄橋、水郷大橋	pH、DO、BOD、COD、SS	年28回 ⇒ 年24回	日間の測定結果に変化がないことから、通日調査(日4回)をとりやめ、全て日2回の調査にするため。
	河川：芽吹橋	全窒素、全りん	年4回 ⇒ 年12回	他の利根川の測定地点と測定回数を合わせるため。
	河川：流山橋、江戸川水門、東西線鉄橋、水郷大橋	ノニルフェノール	年0回 ⇒ 年4回	全環境基準点で測定を行うため。
市川市	河川：須和田橋、国分川合流前、根本水門、三戸前橋、浅間橋	大腸菌群数、 n-ヘキササン抽出物	年0回 ⇒ 年12回	調査項目の充実化。
船橋市	海域：船橋1	LAS	年6回 ⇒ 年4回	過去の測定結果から、環境基準値の超過の可能性が低いため。

イ 健康項目

測定機関	変更内容			変更理由
	測定地点 (変更場所)	変更項目	測定頻度	
千葉県	河川：川尻橋、湊橋、人見橋、富士見橋	ほう素	年2回 ⇒ 年0回	過去5年間の測定結果で、海水の影響により、環境基準値を超過した4地点について、平成11年3月12日付け環境省通知に基づき、測定をとりやめる。
東京都	河川：浦安橋	PCB	年2回 ⇒ 年0回	2年ローリング調査のため。
		ジクロロメタン、トリクロロエタン、テトラクロロエチレン	年12回 ⇒ 年6回	過去の測定結果から、環境基準値の超過の可能性が低いため。

ウ 特殊項目

測定機関	変更内容			変更理由
	測定地点（変更場所）	変更項目	測定頻度	
国土交通省	河川：矢切取水場	フェノール類	年2回⇒年0回	過去10年間の測定結果が、「不検出」だったため。

エ 要監視項目

測定機関	変更内容			変更理由
	測定地点（変更場所）	変更項目	測定頻度	
千葉県	14 地点⇒15 地点（測定地点は変更） 河川 8→10 湖沼 1→1 海域 5→4	要監視項目 A（3 項目） ニッケル、モリブデン、アンチモン 要監視項目 B（4 項目） 塩化ビニルモノマー、 エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン	年 1 回	5 年ローリング調査のため。
	8 地点⇒8 地点（測定地点は変更） 河川 6→6 湖沼 0→0 海域 2→2	要監視項目 C（7 項目） トランス-1、2-ジクロロエチレン、 1、2-ジクロロプロパン、 p-ジクロロベンゼン、クロロタロニル、 プロピサミド、ジクロルボス、 クロルニトロフェン	年 1 回	10 年ローリング調査のため。
	7 地点⇒8 地点（測定地点は変更） 河川 5→5 湖沼 0→1 海域 2→2	要監視項目 D（11 項目） EPN、フタル酸ジエチルヘキシル、 イソキサチオン、ダイアジノン、 フェニトロチオン、イソプロチオラン、 オキシ銅、フェノブカルブ、 イプロベンホス、トルエン、キシレン	年 1 回	10 年ローリング調査のため。
	14 地点⇒14 地点（測定地点は変更） 河川 8→7 湖沼 0→1 海域 6→6	水生生物要監視項目 A（3 項目） クロロホルム、フェノール、 ホルムアルデヒド	年 1 回	5 年ローリング調査のため。

エ 要監視項目（つづき）

測定機関	変更内容			変更理由
	測定地点（変更場所）	変更項目	測定頻度	
	22 地点⇒23 地点（測定地点は変更） 河川 14→14 湖沼 1→1 海域 7→8	水生生物要監視項目 B（3 項目） 4 - t-オクチルフェノール、アニリン、 2、4-ジクロロフェノール	年 1 回	3 年ローリング調査のため。
	河川：観音堂橋	全マンガン	年 1 回 ⇒ 年 1 回	10 年ローリング調査により、今年度調査を実施したが、指針値を超過したため、来年度も測定を実施
市川市	河川：須和田橋、国分川合流前、 根本水門、三戸前橋、浅間橋	4 - t-オクチルフェノール、アニリン、 2、4-ジクロロフェノール	年 0 回 ⇒ 年 1 回	昨年度、要監視項目に追加されたことから、測定を開始。
柏市	河川：北柏橋 湖沼：下手賀中央	EPN、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、 アンチモン、モリブデン	年 1 回 ⇒ 年 0 回	2 年ローリング調査のため。
	河川：染井新橋、上沼橋		年 0 回 ⇒ 年 1 回	
	河川：染井新橋、上沼橋	クロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、 4 - t-オクチルフェノール、アニリン、 2、4-ジクロロフェノール	年 1 回 ⇒ 年 0 回	2 年ローリング調査のため。
	河川：北柏橋 湖沼：下手賀中央		年 0 回 ⇒ 年 1 回	

オ 要測定指標項目

測定機関	変更内容			変更理由
	測定地点（変更場所）	変更項目	測定頻度	
東京都	河川：浦安橋	大腸菌数	年 2 回 ⇒ 年 12 回	環境省が環境基準項目化を検討しているため。
市川市	河川：須和田橋、国分川合流前、 根本水門、三戸前橋、浅間橋	大腸菌数	年 0 回 ⇒ 年 12 回	環境省が環境基準項目化を検討しているため。

② 底質測定

測定機関	変更内容			変更理由
	測定地点（変更場所）	変更項目	測定頻度	
国土交通省	湖沼：布佐下	—	年2回 ⇒ 年1回	県の測定回数に合わせるため。
千葉県	9地点⇒8地点（測定地点は変更） 河川 5→4 湖沼 1→1 海域 3→3	—	年1回	10年ローリング調査のため。
東京都	浦安橋	—	年0回 ⇒ 年1回	2年ローリング調査のため。
千葉市	海域：千葉1、千葉2、千葉3	—	年1回 ⇒ 年0回	3年ローリング調査のため。
	河川：都橋、日本橋、新花見川橋		年0回 ⇒ 年1回	
船橋市	河川：八千代橋 海域：船橋1、船橋2	—	年0回 ⇒ 年1回	5年毎の調査のため。
市原市	河川：養老大橋、新村田橋 湖沼：加茂橋下流部	—	年0回 ⇒ 年1回	10年毎の調査のため。

2 地下水の水質測定計画

(1) 測定地点数の増減

① 概況調査

測定機関	地点数	変更理由
国土交通省	4地点⇒2地点	鎌ヶ谷市、栄町の定点観測を終了するため。
千葉県	105地点⇒106地点	【2地点増】国交省が測定を終了する定点観測地点（鎌ヶ谷市、栄町）の測定を県が実施することとしたため。 【1地点減】10年ローリング調査のため。
市川市	10地点⇒9地点	5年ローリング調査のため。
松戸市	15地点⇒14地点	5年ローリング調査のため。
市原市	16地点⇒17地点	5年ローリング調査のため。

② 継続監視調査

測定機関	地点数	変更理由
千葉県	42地点⇒40地点	【3地点減】成田市(砒素)、旭市及び鎌ヶ谷市（揮発性有機化合物）における継続監視地点が3年以上連続して環境基準を満たしており、昨年度末に実施した周辺井戸調査で周囲の井戸は全て基準値未満であったことから、継続監視調査を終了するため。 【1地点増】25年度の概況調査において習志野市（塩化ビニルモノマー）で環境基準の超過があったことから、新たに継続監視調査地点として加えることとしたため。
千葉市	44地点⇒44地点	【1地点増・1地点減】5年以上基準値を超過しなかった1地点の測定を終了し、新たに揮発性有機化合物の基準値を超過した地点を追加したため。
市川市	3地点⇒2地点	測定井戸が廃止されたため。
松戸市	9地点⇒8地点	2年連続して環境基準を満たしており、周辺井戸調査を実施し、周辺井戸全てで不検出だった継続監視地点の測定を終了するため。

③ その他調査（要監視項目調査）

測定機関	地点数	変更理由
千葉県	10 地点⇒12 地点	5年ローリング調査のため。
市川市	10 地点⇒ 9 地点	5年ローリング調査のため。
松戸市	15 地点⇒14 地点	5年ローリング調査のため。